

五十五万石

近畿税理士会和歌山支部

発行

和歌山市湊通丁北1丁目1-3
TEL.26-3600 FAX.24-1474



「徳川吉宗」(1684～1751)

八代将軍吉宗は、貞享元年十月、明君と謳われた第二代紀州藩主徳川光貞の四男として生まれた。生母の身分が低かったため不遇の少年時代を送るものの相次ぐ兄の死で第五代藩主となり、のち将軍職を継承した。しかし、これらの間の経緯については、謀略の黒い噂も未だに払拭されていない。

享保の改革を断行し、徳川幕府中興の英主として讃えられている。

目次

雑感 (和歌山支部長)	2	税法の隙間から見える商法・民法	6
着任のご挨拶 (和歌山税務署長)	2	特別寄稿	8
和歌山税務署新任幹部ご紹介	3	鹿児島ジェットツアー	9
出会い	4	支部活動報告	10
岡虎の尾	4	委員会だより	10
吉野行	5	新入会員等ご紹介	11

雑 感

和歌山支部長

岡田 泰介



暑さ厳しい折、会員先生方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は支部運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。お陰様で支部運営も順調に推移いたしております。

さて、最近の経済情勢は低迷の一語に尽きるようです。地価・株価・金利の安さには、国民の我慢にもはや限界です。案の定、第18回参議院通常選挙では、橋本政権の経済政策に明確な「不信任」を突きつけました。今回の選挙は景気の行方に対する有権者の関心が高く、金融機関の不良債権処理や所得税・法人税の恒久減税が与野党の大きな争点となり、有権者の審判を踏まえ、新たに選ばれた小渕首相は民間人を中心に「経済戦略会議」を設置し、景気回復を最優先した経済政策を目指す見通しです。このため財政構造改革法を凍結して、事業規模十兆円の追加補正予算の編成など積極財政に転じ、99年からは六兆円超の恒久減税を実施する見通しであると発表しました。大いに今後を期待したいと思います。

着任のご挨拶

和歌山税務署長 武田 清明

暑さ厳しい折り、近畿税理士会和歌山支部の諸先生方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿税理士会和歌山支部並びに会員の皆様方には、平素から税務行政につきまして、深い御理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上

ところで、我が和歌山県の現状は惨憺たるものです。96年の阪和銀行の破綻、県商工信用組合の破綻と続き、7月23日には県内最大ゼネコンの(株)浅川組が会社更生法を申請した。200社とも300社とも言われる下請業者に与える影響は大きく、我々の経営にも少なからず影響があるはずで、つなぎ資金等の対策を早急に実施してもらいたいものです。

一方、税理士業界では、税理士法の改正を重点施策の第一番に掲げ税理士制度が真に国民・納税者の信頼に応え、税理士制度のさらなる発展を期するため、日税連の特別委員会のほか、自民党有志議員による税理士制度改革推進議員連盟および同ワーキンググループも積極的に活動しています。ぜひ改正を実現するよう願っています。

また、本年の新規事業といたしまして、平成10年10月1日(木)に和歌山県専門士業団体連絡協議会主催の「法の日」よろず無料相談会が、和歌山市役所において開催されることになりましたので、これに全面的に協力することになりました。会員各位のご協力を心よりお願い致します。

終わりに臨み、会員先生方の益々のご健勝とご事業の発展を心からお祈り申し上げます。あと約850日で21世紀です。くれぐれも無理は禁物、マイペースで新世紀を迎えましょう。

げます。

私は、この度の人事異動により、和歌山税務署長を拝命し、過日着任いたしました。

和歌山税務署の勤務は、初めてでございますが、古くは万葉集に歌われた和歌浦をはじめ、徳川吉宗に代表される虎伏城の異名をもつ和歌山城など豊かな歴史と伝統文化にあふれた御当地に勤務できることを大変光栄に思っております。

ご承知のとおり近年の我国の経済は、低迷状態であり、雇用情勢も依然として厳しい状況が

続いております。

また、税務を取り巻く環境を見ますと昨年の消費税率の引き上げや、地方消費税の新設、景気対策による特別減税の実施などにより、国民の税に対する関心は、かつてない高まりを見せており、加えて経済取引の広域化・国際化・複雑化、更には高度情報化の進展により、質、量両面にわたって、一段と厳しさを増しております。

こうした状況で税に携わる私どもといたしましては、「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」を図るため、経済情勢の変動に即応した署務運営に配慮し、納税者の皆様方から信頼される税務行政の確立に努めなければならないと考えております。

しかしながら、この使命を達成するためには、税の専門家である税理士先生方の御理解、御協

力なくしては、私どもの力のみでは、成し得るものではありません。

幸いにして、近畿税理士会和歌山支部におかれましては、常々税務行政に、深い御理解もたれ、税知識の普及とともに、納税道義の高揚等に積極的に取り組んでいただいていることは、誠に心強い限りであります。

今後とも、貴支部との連携を密にし、諸先生方の御意見を十分に受け賜りながら、税務行政の円滑な運営と執行に努めて参りたいと思いますので、今後、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会和歌山支部の益々の御発展と会員の諸先生方の御事業の益々の御繁栄、並びに御健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶といたします。

和歌山税務署新任幹部ご紹介 (敬称略)



署 長 武田清明



副署長 加藤英二郎



副署長 藤原正光

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	武 田 清 明	局 . 課 税 第 一 部 資 産 税 課 長
副署長(総務,広報,徴収担当)	加 藤 英 二 郎	局 . 課 税 第 一 国 税 訟 務 官 室 訟 務 官
副署長(法人税,酒税担当)	藤 原 正 光	和歌山 . 特 別 国 税 調 査 官 (法 人 税 担 当)
特別国税調査官(所得税担当)	朱 山 業 洋	門 真 . 特 別 国 税 調 査 官 (資 産 税 担 当)
税 務 広 報 官	森 上 知 章	西 . 法 人 課 税 第 二 部 門 . 統 括 官
管理徴収第一部門統括官	塩 治 光 博	住 吉 . 管 理 徴 収 第 一 部 門 . 統 括 官
個人課税第二部門統括官	鍋 谷 良 二	局 . 課 税 第 一 部 調 査 第 一 部 門 主 査
個人課税第四部門統括官	山 田 憲 次	住 吉 . 個 人 課 税 第 四 部 門 . 統 括 官
個人課税第五部門統括官	今 村 信 雄	堺 . 個 人 課 税 第 四 部 門 . 統 括 官
個人課税第六部門統括官	栖 原 美 夫	阿 倍 野 . 法 人 課 税 第 二 部 門 . 統 括 官
特別国税調査官(法人担当)	三 宅 弘 和	東 住 吉 . 特 別 国 税 調 査 官 (法 人 担 当)
法人課税第二部門統括官	榎 本 潤 三	八 尾 . 総 務 課 . 課 長 補 佐
法人課税第五部門統括官	奥 村 吉 弘	吹 田 . 管 理 徴 収 第 三 部 門 . 統 括 官
法人課税第六部門統括官	峰 野 義 久	東 成 . 法 人 課 税 第 三 部 門 . 統 括 官
酒 類 指 導 官	吉 兼 国 敏	局 . 課 税 第 二 部 調 査 部 門 調 査 官

出 会 い

岡田 将生

街を彩る青々とした緑に心ごと洗われる夏を迎えて、冷たい生ビールを口にすると、あれほど暑かった昼間の炎暑もまるでうそのように忘れることができます。

税務官庁の定期異動の時期となり、心も新しい出会いにときめきます。七月は別れの月、また出会いの月でもあります。

およそ人と人との出会いほど不思議で素晴らしいものはありません。見知らぬ同志がふとした機会に出会い、生涯を共にする良き伴侶を得るのも出会いです。

私は今日まで素晴らしい先輩や友人に恵まれてきましたがそれも一つ一つの“出会いを大切に”してきたおかげと思っています。

どんなに営々と努力をしても自分一人の脳ミソに蓄えられる知識など知れたものです。

或る人がどれだけ大きな仕事ができるかはその人がいざというときに一肌脱いで助けてくれる友人の層の厚さによるのではないのでしょうか。

何かコトに当たろうとするときに敵がないことよりも、しっかり味方がいることではないでしょうか。自分を過信するものが志半ばで挫折し、信を相手の腹中におく人が遂に志をとげていくのもそのためだろうと思います。

「たまには元気な顔をみたいネ」

「ときどき元気な声を聞かせてヨ」と訪ねてくれる友人を多くもつこと程、楽しい人生はありません。暫く会わないうちにすっかり忘れられてしまうような人間になりたくないものです。

或るときロータリークラブの会合で同席し、その後親しくお付き合い願っている作家の藤本義一先生に揮毫をお願いしたところ「男の財は友なり」と書いていただきました。本当に同感です。

恒例の定期異動に当たり、改めて“出会いを大切に”して生きていこうと心に期しているところです。

岡虎の尾

宮野繁一

か細かるこほろぎの声を湯の中に聞きつつ祭りの近きを思う

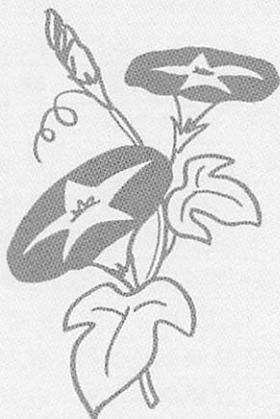
誰に送るあてもなく編むクリスマスリース紅葉映ゆる山に入り来て

小さなリンゴのろうの灯が揺らぐ梅林のなかのロイヤルホテル

申告の済みし一日はぼうとして「野菊の墓」を読み返しをり

田へ水入り岡虎の尾は咲けり病得て娘の訪れを待つことしきり

「身体拭くは若い娘の方がいいね」婦長がいふ梅雨もあけて退院近し



吉野行

片山 明

三万本といわれる吉野山の桜は丁度五分咲。四月中旬私は旧友二人と吉野山を訪れた。私たち三人は戦前の友であるが、戦争を境に音信不通となっていたのが五年程前五十余年ぶりに再会出来、以来毎年一回一泊旅行の会合を続けている。今年は私の発案で吉野竹林院に一泊した。吉野と言へば他の桜の名所と違って私達の年代の者には一種の感慨がある。それは昔学んだ歴史観がどうしても南朝の哀史を思いおこさせるからである。

その日は奥千本から水分神社に至り山々の桜を眺めて散策する。五十年の空間をおいて三人の胸中には夫々去来するものがある筈だが、老境に入った今、唯淡々として語り合い、桜を見、吉野山の遠望を楽しんだ。さてその夜、三人の中に書道の達人が居り、吉野の会合に相応しい漢詩を揮毫してくれていた。

古陵の松拍天颯に吼ゆ
山寺春を尋ねれば春寂寥
眉雪の老僧時に帯くことを輟め
落花深き処 南朝を説く

ここで古陵とは後醍醐天皇陵のことであり、山寺とは如意輪寺をさす。晩春の吉野の遺風をしのび、山寺に春を尋ねた作者（藤井竹外）が目にしたのは、地にうづ高く散った桜の花、その中に立つ白眉の老僧が春の静けさの中で南朝の哀史を語るという意味で、老友三人が吉野の春宵、酒をくみかわしながら味わうにふさわしい絶句であった。

翌朝如意輪寺を訪ね、小楠公が辞世の歌を鏝で彫ったと言ふ寺の扉を見たり、又大楠公父子の桜井の決別に思いを馳せたりしながら咲きほこる桜の美を満喫した。如意輪寺を経て蔵王堂に向ふ。蔵王堂は東大寺大仏殿につぐ巨大な木造建築で同じ壮大な建物でも、大仏殿は壮大華麗な趣があるのに対し蔵王堂は豪快雄偉といっ

た感じがする。吉野山の中心的存在で山嶽宗教のメッカである。その内部の六十八本の自然木丸柱はゴシック建築身廊の尖頭アーチの様に深山の密林を思わせる。この丸柱は直径一・二メートルから細いものでは三十八センチとまったく不揃いであるし、木の種類も種々雑多で丸太の皮をむいて枝をおろしただけの素木がいかにも原始宗教らしい粗野な力強さを感じさせる。まさに山岳仏教の聖所たるにふさわしい建築であり、本尊の三体の蔵王権現は正面からの光線で三眼と二本の牙が光って恐しい迫力をもって見る者を圧倒する。この柱の中で珍しいのはつつじの巨木である。果してこのようなつつじの大木があるのかと不思議に思うが山嶽宗教の権威五来重博士によれば昔の深山には常識を超えた自然現象もあり、つつじの大木も眞実であろうとのことである。さて、二日間好天に恵まれたのも幸であり、竹林院の庭を散策していると谷間の林から鶯の鳴き声がすぐ近くに居るよういきこえて来て、しばし浮世の雑事を忘れて自然につつまれた至福の時間を過す事が出来た。

吉野口駅に至り三人は再会を約して夫々家路についた。

史哀し 吉野の山のほととぎす



税法の隙間から見える商法・民法

小川 九十男

I 税法の穴を覗けば見える民商法

法律の世界では、二以上の適用法令の矛盾抵触を解決する考えとして、四つの原理が上げられています。それは「所管法令優先の原理」「上位法令優先の原理」「後法優先の原理」「特別法優先の原理」の四原則であります。

私達の業務において密接な関係のある税法もその例外ではありません。

このなかの「所管法令優先の原理」とは、法令の種類ごとにそれぞれの所管する分野が決められていることがあり、その所管する事項については、その法令の形式によって規定したものが優先する。また、その法令の専属的な所管事項は、他の法形式では規定することができないとして、法令間の矛盾抵触が生じないという考え方です。(荒井 勇著 税法解釈の常識)

私達の日常接する税法は大変複雑難解なものの代表とされています。したがって私達の日常業務においては、ややともすれば税法のみに目を奪われ勝ちです。しかし、税法が対処する経済の実体はそれ以上に複雑怪奇難解なものであり、税法だけでは処理できない穴が多くあります。そのために、他の法令の規程や解釈をもって解決していることが多くあります。殊に、商法・民法によりその穴が塞がれているものが多くあり、また、逆にそれらの法律が税の処理に影響を与えていることもみられます。そのうちの二例を挙げると、次のようなものがあります。

①無限責任社員

通常、私達税理士は関与先の決算において、関与先の得意先が倒産し、回収不能と認められる場合、税法、或いはそれを受けた通達に基づいて、割合に簡単に「貸倒れ」処理を行っています。しかし、その倒産した得意先が合資会社や合名会社である場合、その社員のなかに「無限責任社員」が含まれており、株式会社や有限会社のように有限責任社員のみではありませんから扱いが異なります。

商法第76条第1項に合名会社の社員（全員無限責任社員）につき『会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルトキハ各社員連帯シテ其ノ弁済ノ責ニ任ズ』とされており、会社が倒産した場合でも出資者である無限責任社員にまで責任を及ぼしています。さらに、合資会社（有限責任社員と無限責任社員で構成）の無限責任社員に同じ規定を準用しています。(商法第147条)

これらの条文を受けて、判例では『(貸倒処理について) 合資会社に対する債権の回収が不能となったというためには、合資会社の無限責任社員は合資会社とともにその債務の支払をすべき義務があるから、単に、合資会社のみならず、無限責任社員に対しても債権の回収が不能であることが必要だと解される【名古屋地判昭58・12・23】』という判決があります。したがって、得意先である合資会社や合名会社が倒産した場合、簡単に貸倒処理ができないことを忘れてはなりません。

②到達主義と発信主義

私達が関与先の税務申告書を提出するに際し提出期限ギリギリに税務申告書が完成したが、既に税務官署の受付時間が経過してしまっている場合、税務官署の文書受けに投函するか、郵便局の窓口に出すことが多い。この、郵便局へ差し出した場合、国税通則法第22条の『納税申告書（当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む）が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又は明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）』に提出されたものとみなされ、この規定は、『更正の請求書及びその添付書類、賦課課税の国税に係る課税標準申告書及びその添付書類、異議申立書及び審査請求書、予定納

税額の減額承認申請書等』の提出にも準用され、「地方税法の一部」にも同旨の規定がおかれています。しかし、この発信主義の扱いはあくまでも上記の書類に限る特例であって、税務書類の提出の原則は、各条文により『法定期限内に税務署長に提出しなければならない』と到達主義となっています。

この到達主義が原則となっているのは民法第97条第1項に「隔地者ニ対スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス」と規定されているためと思われます。この民法第97条の条文についての民法典の編纂作業中の明治27年3月2日に行われた第21回調査会に提出された原案は意思表示の効果の発生について発信主義がとられていましたが審議の途中、到達主義とする修正案が出され、激論、採決の結果、修正案の到達主義が採られたものであり、若干例外を除いてこの到達主義が、その後の我が国の意思表示の効力の発生の原則となったものがあります。

したがって、上記のような特例の定められている税務書類以外の、最近増加しつつある『消費税の諸届出書等やその他の税務の諸届出書等』の提出日は到達主義をもって判断されることとなりますから注意をしなければなりません。また、発信主義によるものである納税申告書を有効に期限内に郵便ポストに投函したにも拘らずその投函が夕方であったために、郵便の収集と郵便官署の消印が翌日となったために、期限後申告となったケース（平成9年3月27日判決）があり税務書類を郵送する場合にも注意を要します。

到達主義の場合でも、提出期限が日曜日等休日にあたる場合、これらの日の翌日をもってその期限とする規定（国税通則法10条）や行政機関の休日に関する法律第2条、民法第142条、通達の昭和35年12月9日 直法1-212・徴管2-223があります。しかし、税法のなかには「提出した日の属する日の翌課税期間（翌事業年度）から…」や「当該事業年度の開始の日の前日まで

…」という規定が多くあります。これは提出期限とは異なります。例えば、前事業年度末までに提出すれば当該事業年度から効力が発する届出書を、前事業年度末が日曜日であったために、翌日の月曜日に提出した場合、その届出の効力は当該事業年度からでなくその1事業年度後の翌事業年度から生じることになりますからこれらの条文にも注意を要します。

Ⅱ 最近の民商法改正の動き

先日の近税会の高野商法対策特別委員長のお話しの印象では、法務省にも熱はなく日税連商対委の中小会社の計算の公開に関する商法改正に対する運動は誠に緩慢なものであるとの印象は拭えませんでした。また、税理士会内部の監査システムの整備の研究も遅れているのではないかと思われました。遅々として進まない中小会社の計算の公開のための商法改正とは別に、最近、自民党は企業統治に関する商法改正案を国会へ提出する動きをみせています。この内容は監査役制度と株主代表訴訟制度に関する見直しが行われるものとみられています。また、それとは別に日本の会計の国際化に対応するために大蔵省と法務省は商法と証券取引法を改正し、資産の時価評価や税効果会計を大幅に導入する方針を決めています。さらに、法務省民事局参事官室は「倒産法制に関する改正検討事項」についての意見照会を行っています。また、法制審議会商法部会は「親子会社法制等に関する問題点」をまとめて公表しています。民法では、選択的夫婦別氏制の導入を始めとする民法の親族・相続編の改正作業が行われています。

このように、私達の業務をとりまく法令は益々多岐にわたることが予想されます。今後は、私達税理士は唯単に税法のみに目を向けるのではなく、基礎となる民商法は勿論、他の法律にも常に視野を拡げて考えを及ぼさなければならぬ必要性が益々増加するものと思われます。その過程で中小会社の計算の公開に対する監査（調査）の能力の向上を図ることを心に銘記すべきことと思います。

特別寄稿

健康について

医学博士 宇治田 弘一

私、45才の医師です。

健康について書いてほしいとの御依頼を受けましたが、これは簡単な様で難しい題目でございます。

最近、医学会では健康診断（癌健診）の有用性、はたして延命効果があるものか時々議論されております。健康についての話題ではよく「健康は与えられるものではなく努力のもと築き上げるものだ」と講師の方が話されるのを耳にします。この努力をするということが難しい。

例えば、毎朝早朝ジョギングをすると決めたのだから寒い日も雨の日でも毎日行う、まして都会では、排気ガス等汚れた空気の中で……。体に良いはずがありません。健康に良いと思われることも一つまちがえると害になるというこ

とを念頭におく必要があると思います。

健康という話題の中で一番関心を持たれているのは「癌」という言葉でしょう。患者さんによく原因は何ですかと質問をされるのですが、この癌の原因はほとんどと言ってよい程医学的に解明されておられません。この癌という字は、疒の中に口という字が三個山の上ののっております。口一杯に飽食を続けていると癌になりますよという意味ではないでしょうか。人間が口にする物（食事や酒・タバコ等）を口一杯にしなさい、昔からよく言われております腹八分目ということですが、これは精神面においても同様だと思います。そんな生活をするのが比較的容易な健康法ではないかと思っております。（宇治田弘一先生は田村弘見会員のご長男です。）

ストレス雑感

和歌山県立医科大学第二解剖学教室
教授 仙波 恵美子

考えてみると、私たちの日常生活そのものがストレスに満ちている。特に中高年になると、職場や家庭で問題が山積している。子供との葛藤・老親の介護や自分たちの老後の心配もある。おまけに体力や視力も衰えてくる。若い頃のように心踊るような楽しいことが少なくなる一方、辛いこと心配事がどんどん増えてくる。自然、抑鬱的になる。このような心の状態は、心臓・消化器・呼吸器・皮膚などに、狭心症や心筋梗塞、胃潰瘍、喘息、アトピー性皮膚炎などの症状として現われてくる。これが心身症である。如何に心をコントロールするかが、健康的な生活を送る上で重要なのであるが、心のコントロールほど難しいものはない。うつ病の発症や増悪にもストレスが関与していると言われている。ストレスを感じると（心に負担を感じると）、

視床下部・下垂体・副腎系が興奮し、血液中の副腎皮質ホルモン（グルココルチコイド）が増える。この状態が長く続くと、脳の海馬（記憶や学習、情動に関与するところ）の神経細胞が、機能不全に陥り、果ては死んでしまう。その結果、記憶や学習の能力が低下する。もの忘れがひどく、集中力がなくなる。また、海馬は、自律神経系の中樞である視床下部が興奮しすぎないように抑制しているが、その抑制がとれて、前述の視床下部・下垂体・副腎系が更に興奮状態となり、血液中のグルココルチコイドはますます増加する。うつ病の人は、常にグルココルチコイドが高い状態にあるという。海馬の神経細胞が死ぬと、海馬の容積が小さくなるのであるが、ストレスを強く感じている人ほど、海馬の容積が小さいことが証明されてい

ストレスというのは、目に見えないものであるが、私たちの脳や身体にこのように重大な影響を与えているのである。免疫力も低下させることから、アレルギーを増悪させ、癌にもかかりやすくなるという。そのメカニズムを明らかにするのが、私たちの教室の研究テーマの一つである。私たちのまわりを見ても、アレルギーで苦しむ人、癌で亡くなる人がどんどん増えている。

現在でも、自然の中で原始的な生活をしている人たちがいるが、そういう人たちには、アレルギーや癌はみられないという。我々の身体は、

そもそも文明社会に向いていないのではないかという気がする。文明の発達とともに、人間の身体は適応能力を獲得できず、ぼろぼろになってきているのではないか。文明の進歩が速すぎて、人間の進化が追いつかないのである。脳が、身体が、遺伝子が、傷つき悲鳴をあげているのが聞こえる。仕事や情報の渦から逃れ、たまにはのんびりと自然の中で過ごしてみたいものである。社会そのものがペースダウンし、人間本位の生活を取り戻すべき時期に来ているのではないだろうか。

■鹿児島ジェットツアー■

厚生委員 木村 雅彦

今回の研修旅行は初めてのジェットツアーとなり、当初から期待に夢ふくらむ旅でした。厚生担当の一員である私としては、飛行場での乗り降り等でトラブルが生じないか少しだけ心配していたのですが、それも取り越し苦労に終わりました。ご参加いただいた各先生方のご協力に改めて感謝申し上げます。

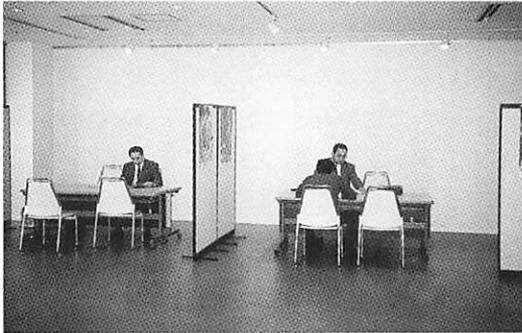
さて、旅行初日である6月5日から振り返ってみたいと思います。朝9時55分に関西空港を出発して、11時には鹿児島空港に到着しました。飛行機の速さに感心しつつ鹿児島市内観光に出発しました。磯庭園での昼食の後城山公園に登り市内を展望して、町の大きさと歴史的建物の多さに驚きました。和歌山市は人口の割には町が小さいのかなと感じてしまいました。指宿温泉での泊まりは白水館という大きな旅館でした。ここでの名物はお風呂がたくさんあることで、中でも砂風呂は寝転がった上から熱い砂をかけて砂蒸しになるという変わったものでした。お風呂でたっぷり汗を流した後、宴会へ突入しました。宴会では名物である焼酎がでたのですが、これが大人気で三回以上追加注文したような記憶があります。日ごろあまりお話しする機会の少ない先生方と交流することができ、

とても有意義で楽しい時間を過ごすことができました。

二日目である6月6日は、長崎鼻パーキングガーデンの見学からスタートしました。ここでのフラミンゴショーは感動もので、調教師の指示によって30匹ほどのフラミンゴが、規則正しくグループごとに羽根を広げたり走ったりの演技をみせてくれました。つつい幼稚園でのわが子の演技と比較してしまいました。次は池田湖などを見学して、知覧の特攻平和会館へと向かいました。特攻隊の方々の遺書や遺品を見せていただいているうちに、感慨深いおももちに陥ってしまいました。その後かるかん工場と薩摩焼の工場へ、私はかるかんが何からできているのかどんなお菓子であるかを知らなかったもので、興味深く見学させていただきました。おみやげを買ってから、最終見学地の焼酎工場へと向かいましたが、ここは空港の近くにあり、食事でもできるとてもきれいなヨーロッパ調の建物で焼酎の発祥元であるとのことでした。ここで黒豚のしゃぶしゃぶをいただき、女性社長に見送られて空港へと進み、午後8時10分鹿児島空港を後にして帰路につきました。

最後に、小さな旅にも必ず心に残る事柄があるということに、最近気づきました。次回も楽しみにしておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

支部活動報告



2月23日 税理士記念日 無料税務相談



3月18日 実務研修会 於サンピア和歌山



5月15日 第18回定期総会 於華月殿



6月5日・6日 支部研修旅行(鹿児島)

委員会だより

■業務対策委員会

- 8月21日 支部連、和税協共催の夏期研修会 (於 白浜)
- 9月1日 実務研修会
講師 宮内定雄先生 植田卓先生
- 10月中旬 新規登録者を対象とした研修
- 11月上旬 優良事業所見学
- 11月下旬 年末調整説明会
- 12月上旬 実務研修会 (講師未定)

■厚生委員会

- 9月中旬 会員健康診断
- 9月~11月 地区対抗協議会
- 11月上旬 ボーリング大会
- 12月上旬 年末懇親会

平成10年6月5日~6日の鹿児島研修旅行には多数の先生にご参加して頂きありがとうございました。

■税務指導対策委員会

専門士業の集まりが全国的に組織化されており、各団体相互に知識や情報を交換しあって共同研修、相談会を通じ地域社会への貢献を期する目的として設立されています。

和歌山においても、5専門士業で昨年6月に発足し、その後支部長の御尽力により、弁護士会、鑑定士会にも加入していただき、7専門士業で活動を始めようと準備しています。

今年度は税理士会が協議会の会長をしていますので、従来から行っていた「税金ゼミナール」を発展させ、法の日である10月1日に共同で、各士業から派遣をお願いして、市役所にて相談会を開催しようと準備中です。

税務相談に限らず、法律相談や年金相談に至るまで、幅広い相談会を開催したいと考えています。

会員の皆様方におかれましても、ご協力のほどお願い致します。

～お知らせ～

※予定納税

本年度の所得税第一期分の納税期は8月31日です。振替納税を利用されている方は預金の準備が必要です。顧問先へのアドバイスを。

※図書の活用のご案内

税理士会館に有益な図書を取り揃えています。又県下及び泉南のゼンリン、県下路線価図等も有ります。お気軽にご利用下さい。

※路線価の公表

本年度の路線価の公表は8月17日です。全国の路線価図が和歌山税務署に有ります。

新入会員等ご紹介 (敬称略)

会員数 平成10年8月1日現在 227名

入 会



ハザマ ユキヒサ
迫間 幸久

平成 10 年 4 月 23 日
(事務所) 和歌山市吹上 1-1-22
清水正義事務所内

転 入



イノウエ トシタカ
井上 敏孝 (南支部より)

平成 10 年 3 月 24 日
(事務所) 和歌山市友田町 2-118
井上昇事務所内



アサヒ テルアキ
旭 輝明 (旭支部より)

平成 10 年 7 月 7 日
(事務所) 和歌山市東長町 8-30
片山明事務所内

退 会

榊谷 直勇 (死亡)

平成 10 年 1 月 29 日

辻本 進一 (死亡)

平成 10 年 3 月 26 日

坂口 一郎 (死亡)

平成 10 年 5 月 18 日

—謹んでお悔やみ申し上げます—

◆◆◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆◆◆

残暑お見舞申し上げます。

- ◆今回は、特に日頃からストレスのたまりやすい会員の皆様に対し、医師の方々からの健康についてのアドバイスをお願いしました。
- ◆7月の参議院選挙、自民党惨敗で首相交代のあと、地元トップの大手建設総合会社の会社更生法適用申請、園部の毒物混入事件、と暗いニュースが我々の周辺で続き、不況と重なり和歌山は、今どん底にいる様です。

◆一方、恒久減税などまだまだ税制改革が行われる見通しなので、我々は、その動きに注目し、顧問先に対し機敏な税務指導をとらねばなりません。

暑さきびしい折柄、どうぞ会員の皆様方、御自愛の程をお祈り申し上げます。

広報委員 高橋、岡野、中井 (典)



顧問先の数だけ
自計化の形がある

顧問先の自計化について、どのような対応をされていますか？一口に顧問先企業といっても、その規模・事務レベルは様々です。個々の企業に合わせた自計化の推進が必要です。MJSは、大企業から小零細企業までの会計処理レベルに応じた自計化ソフトを提供しています。



MJS顧問先自計化システムシリーズ

MJSでは、企業規模・事務レベルに合わせて導入できる5段階のシステムを用意。事務所とのデータ互換はもちろん、いままのハード資産を有効活用できるオープン環境で、顧問先に最適な自計化を容易に推進することができます。

顧問先の会計レベルに応じた提案が行えます。

顧問先企業の会計レベル
 監査主体の
優位顧問先
リアルタイムな
経営指導・助言
顧問先の質的
向上を目指す
制度会計（納税）



5タイプの自計化商品

- MCSNET・財務Social
Link-NET・Super財務
- 財務大得・会計大得
- 財務太郎
- COMPASS会計太郎
- 記帳くん

顧問先向け経理経理会計ソフト
出納表や振替伝票方式での簡単入力で、試算表・元帳を自動作成。記帳代行の負担軽減を顧問先の投資負担も少なくスムーズに実現します。

好評発売中 **記帳くん**

【MJSなら選択自在。信頼の絆も深まります。】



MJS 株式会社ミロク情報サービス
本社 東京都 東京都港区北青山4-29-1
MJSの事務所 06-251-3691 TEL.03(5)361(5)330
ホームページアドレス: <http://www.mjs.co.jp>

大阪支社 ☎ 541-0054 大阪市中央区南本町4-1-10 ホンマチ山本ビル2F
TEL.06(251)3691 FAX.06(251)3695



企業と大切な仲間たちのために

私には、信じてくれる仲間がいる。
だから、がんばれる。

企業と大切な仲間たちのために
がんばる経営者を
大同生命は応援します。

DAIDO 大同生命
未来を語る人が好きです

和歌山支社/和歌山市板屋町22 TEL 0734-31-6301

鳥龍院心拳十七代目宗師 清水あすか

ココヨ伝票がそのまま使えるOCR登場!

専用伝票や専用科目印を使用することができない顧問先のためOCR化に踏みきれなかった先生方に市販のココヨ伝票もそのまま処理できるOCRシステムがICSより登場。読取り可能な伝票の種類も入金伝票・出金伝票や振替伝票など顧問先で最も利用頻度の高い伝票類をサポート。さらに、現在ご使用中の科目印がそのまま使えるシステムも同時に開発。業界No.1の納入実績が示す正確無比な判読率で会計処理の効率化を応援します。

250仕訳/分の読取認識を実現

AR-7K



FCS 財務のアイシーエス

和歌山ICS株式会社

〒640-8157 和歌山市八番丁1番地
TEL 0734(33)4121(代) FAX 0734(33)4183